

焼津市農業委員会 5 月総会議事録

1 日時

令和 3 年 5 月 18 日(火)午後 2 時 ~ 午後 2 時 40 分

2 場所

焼津市役所本庁 603 号室

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	村松 達雄	○	8	村松 章	○	15	杉本 芳郎	○
2	有谷 歳幸	○	9	鶴橋 俊次	○	16	石野 恵一	×
3	小長谷 鈴枝	○	10	桜井 亮平	○	17	藁科 光生	○
4	河合 英夫	×	11	石田 芳雄	○	18	鈴木 孝治	○
5	深津 三郎	○	12	楢村 輝夫	○	19	山下 早苗	○
6	横山 文哉	○	13	村松 正二	○			
7	村田 忠夫	○	14	八木 榮志	○			

4 事務局出席者

局長 川村仁 主査 丸山飛巳 主事 清水健太郎

5 議事日程

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の専決受理について

第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の専決受理について

第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の専決受理について

第 4 号 農地の利用目的変更届出について

第 5 号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可通知について

第 6 号 転用等確認について

議案第 1 号 農地法の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可について

第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

事務局	開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。 総員 19 名中、ただ今の出席委員は、 <u>17 名</u> です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議長	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和3年4月総会を開会します。それでは初めに、本日の議事録署名人を指名します。3番小長谷鈴枝委員、17番藁科光生委員の両名をお願いします。それでは報告事項から始めます。</p> <p>報告第1号から報告第6号までを一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【報告第1号から報告第6号までを朗読】</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑】</p> <p>質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第1号から報告第6号までを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、報告第1号から報告第6号までは、承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第1号、農地法の規定による許可後の事業計画変更承認申請について、及び議案第2号、農地法第5条の規定による許可については、関連する議案もありますので、一括して審議します。</p> <p>それでは、議案第1号、番号4及び議案第2号、番号9について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号4及び議案第2号、番号9を朗読後、説明】</p> <p>本件は、中新田の農地308㎡について、当初計画者が昭和59年12月20日付けで農地法第5条の許可をとり、父と経営していた建材業の倉庫・管理人住宅として計画していましたが、経営方針の転換、そして体調を崩した両親の反対があり建築は断念しました。その後、転用者が亡くなり、相続した娘二人は、ともに自宅があるため、当該地を譲渡したく今般の申請に及んだものです。</p> <p>承継者においては、現在、市内のアパートに家族3人で仮住まいをしておりますが、今後の生活設計と両親との同居を視野に入れて考えると、現在のアパートでは手狭で不便であるため、今般、当該申請地に自己住宅を新築したく今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、中新田配水場から北西へ約700mに位置している、第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は道路、西側・南側及び北側は宅地であります。</p> <p>本件について審査したところ、変更はやむを得ないと判断し、この計画変更は承認できるものと考えます。</p> <p>また、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>

地区委員 1 番	<p>本件につきましては、事務局の説明の通りであります。</p> <p>5月8日に現地調査を行いました。周辺農地への影響は全くないと思われまので、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号4を承認し、議案第2号、番号9を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号4を承認し、議案第2号、番号9を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号、番号10を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号番号10を朗読後、説明】</p> <p>本件は、三和の農地23.70㎡について、駐車場敷地の拡張に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、焼津市五ヶ堀之内に本社を置く土木建築業を営む法人です。会社の所有する隣接地947番及び948番の敷地への出入りに必要であることから、譲渡人と合意のうえ、一般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、三和公会堂より北東へ約100mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側及び南側は雑種地、西側は道路、北側は宅地であります。</p> <p>なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 1 番	<p>本件につきましては、事務局の説明の通りであります。</p> <p>現地確認を行いました。既存の敷地の出入りにあたって申請地は利便上重要であると思われま。</p> <p>該当地を耕作する者もおりませんので、地区審査の結果、なんら問題はなく、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号10を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号10を許可することに決定しました。</p>

	次に、議案第2号、番号11を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>【議案第2号番号11を朗読後、説明】</p> <p>本件は、田尻の農地276㎡について、進入路及び駐車場敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、現在、申請地に隣接する宅地に妻・子供1人と共に家族3人で暮らしています。北側には実家があり母が住んでいます。現在の住宅敷地の接道は幅員が2.1m程度で狭く、家に入出入りするのが大変不便な状況であり、実家に駐車できるスペースはなく、道路より奥まった家に多い時には4~5台の車が入出入りします。入り口が狭くて道路に出るには玄関前の狭いスペースをその都度旋回しなければならず、何度も車の入替えを行っていました。申請地を借受けることができれば、4台分の駐車スペースが確保でき、車の出入りも大変便利になることから今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、和田中学校より南西へ約300mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側及び北側は宅地、西側及び南側は道路であります。</p> <p>なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	それでは和田地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
推進委員 村松	<p>先ほどの事務局の詳しい説明の通りです。土地所有者は高齢となりまして自宅にはたびたび娘さんが入出入りするようになりましたが、自宅の進入路が狭く、複数の駐車が難しいため、駐車スペースを広げたいという申請であります。</p> <p>現地確認をしましたが、実際に進入路は車1台がやっと通れるくらいの狭さでありました。申請前に既に整地してしまっただため、始末書の提出がございます。</p> <p>地区審査の結果、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号11を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号11を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号、番号12について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号番号12を朗読後、説明】</p> <p>本件は、宗高の農地98㎡について、駐車場敷地に転用したいという申請であります。</p>

	<p>申請人は、農業兼造園業を営んでいます。当該地は昭和 51 年の土地改良により地形が変わり著しく変形した土地として換地されました。</p> <p>従前は田であったこの土地も水路がなくなり、やむなく畑として利用してきましたが、道路と水路に挟まれた一角のため、近隣の静浜幼稚園から頼まれて、父兄の送迎や会合の時の駐車場として利用したく今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、静浜幼稚園より南西へ約 100m に位置している、第 1 種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は水路、西側及び南側は道路、北側は水路及び道路であります。</p> <p>なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第 1 種農地の不許可の例外規定であります「にじみ出し」に該当する案件であり、転用面積は適当であり、周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 6 番	<p>事務局の説明の通りであります。</p> <p>場所は静浜幼稚園より南西 100m ほどの場所にある土地です。現地調査をしましたが、2 面が道路、1 面が水路に囲まれている三角地です。</p> <p>現状は既に砂利で埋め立てられており、農地として利用することは不可能かと思われまます。</p> <p>周辺農地への影響はなく、近所の避難所及び幼稚園の送迎に適した場所であること、始末書の提出もあることから、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 2 号、番号 12 を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第 2 号、番号 12 は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第 2 号、番号 13 について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第 2 号番号 13 を朗読後、説明】</p> <p>本件は、下江留の農地 677 m²について、資材置場敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、焼津市利右衛門で特殊鋼製缶溶接加工業を営んでいます。現在の場所では資材及び産業機械廃棄処分品などの置場が少なく、手狭な状況であり、早急に資材置場の確保が必要なため今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、大井川中学校より東へ約 200m に位置している、第 3 種に該当する農地です。</p> <p>申請地①の東側・西側及び北側は道路、南側は水路であります。</p>

	<p>申請地②の東側は水路、西側は道路、南側は畑、北側は宅地であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 岩ヶ谷	<p>事務局の説明の通りであります。</p> <p>譲受人の法人は三世代で特殊鋼製缶溶接加工業を営んでおり、現在の資材置場では狭く、早急に場所の確保が必要になり、今回の申請に及んだものであります。</p> <p>地区審査では、周りの農地への影響は軽微と判断し、許可相当としました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号13を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号13は許可することに決定しました。</p> <p>次に議案第3号、農用地利用集積計画の決定について議題とします。本議案に係る杉本 芳郎委員、村松達雄委員、八木 榮志委員につきましては本議案の採決が終わるまで退席を求めます。</p> <p>【退席】</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p><議案の朗読・説明></p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、農用地利用集積計画を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり決定しました。それでは杉本委員、村松委員、八木委員の入室をお願いします。</p> <p>【着席】</p> <p>以上で、本日の議事並びに報告事項はすべて終了しました。ご協力ありがとうございました。以上をもちまして、令和3年5月総会を閉会します。</p>